

12 鳥獣保護管理法に基づく特別保護地区における工作物設置等の許可申請

●担当課
みどり自然課 野生生物担当
(電話048－830－3154)

目的
鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、区域を定め、その区域内における一定の開発行為を制限する。

制度概要
特別保護地区の区域内において次に掲げる行為を行う場合は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 建築物その他の工作物の新改増築
- 二 水面の埋め立て、干拓
- 三 木竹の伐採

ただし、以下に掲げるものを除く。

- 一 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1 ha以下であるもの
- 二 単木択伐、木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- 三 次に掲げる工作物の設置
 - イ 住宅及びこれに附属する工作物
 - ロ ベンチ、くず籠、水槽又は墓碑
 - ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
 - ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設
 - ホ その面積が30㎡以内の休憩所又は停留所
 - ヘ その高さが5m以内の展望台
 - ト その延長が500m以内の歩道
 - チ その高さが3m以内であり、かつ、その長さが5m以内の公園遊戯施設
 - リ その面積が15㎡以内の公衆便所
 - ヌ その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15㎡以内の仮工作物
 - ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
 - ヲ その延長が500m以内の道路（軌道を含む。）の改修のための工作物
 - ワ 自然木を利用した仮設軽索道
 - カ 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15㎡以内のもの

●**根拠法令等** 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第29条第7項
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則 第2条

●**制度の留意点**
〔埼玉県内の特別保護地区〕計2か所

- ・狭山湖特別保護地区 約 591.0ha
- ・奥秩父特別保護地区 約1,943.7ha

■特別保護地区における工作物設置等の許可申請手続きフロー

